

Title	帰属の類比と比例性の類比 : Francisco de SuarezとJohannis a Sancto Thomaの場合
Sub Title	"Analogia attributionis" and "Analogia proportionalitatis" : studies on the analogy in Suarez and John of St. Thomas
Author	箕輪, 秀二(Minowa, Shuji)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1958
Jtitle	哲学 No.35 (1958. 11) ,p.27- 50
JaLC DOI	
Abstract	I intend, in this paper, to show the significance of Suarezian interpretation on the "analogy" of St. Thomas, compared with that of John of St. Thomas. My main points of discussion are followings: 1) The Suarezian interpretation. 2) The background of his interpretation. 3) The reason why Suarez rejected Caitanian interpretation. 4) Analogy in John of St. Thomas (ANALOGIA PROPORTIONALITATIS). 5) Objection of John of St. Thomas to Suarezian interpretation. 6) "ANALOGIA PROPORTIONALITATIS" and the metaphysical significance of Suarezian interpretation.
Notes	I 哲学,慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0032">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0032</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 帰属の類比と比例性の類比

—Francisco de Suárez と Johannis a Sancto Thoma の場合—

箕 輪 秀 二

## (一)

聖トマスの類比を廻つての解釈に就いては、カエタヌスの簡潔にして、然かもトミストの大部分のものをして何ら之れに附加を許さざる程の明晰なる分析が存在する<sup>(1)</sup>。然し我々は尚このカエタヌスに対して、全く対蹠的な態度を取る者として、スアレス (Francisco de Suárez) を挙げる事が出来る。

スアレスのカエタヌスの解釈の拒否に就いて見る前に、我々は先ず類比に就いて彼自身の説を考察して見よう<sup>(2)</sup>。(I) スアレスによれば帰属の類比 (analogia attributionis) に於いては、表示された本質は内的に本質的に類比項の或る一つのもの (primum analogatum) に存するばかりでなく、又他の類比項の裡にも存在する、と考

える。勿論この場合或る一つのものに依存しては居るがとにかくその他残余の類比項の裡に存在すると考える。

(II) 次ぎに彼は比例性の類比 (*analogia proportionalitatis*) とこの帰属の類比との関連を示して次の様に考える。即ちカエタヌスとは逆に、この比例性の類比は常に帰属或いは比喻 (*metaphor*) の要素を必要とする。考える。彼によれば、或る形相が或る一つのものに先ず存在し、二義的に他のものの中に存在すると云う場合には、何時でも帰属の類比が存在すると考えるが故に、この第二の説は第一の説から必然的に出て来ると考えられる。

従って我々は又カエタヌス自身によって示された、比例の類比 (*analogia proportionis*) に就いて述べられた定義、即ち、類比者は本来的に一義的に或る一つの類比項 (*primum analogatum*) に存し、その他のものには外的に派生的にのみ存在すると云う定義は無意味となり、又消滅せざるを得なくなる。

以上が類比の伝統的な考え方と反するスアレスの解釈であるが、これに就いて尚詳細に検討して見よう。

先ずスアレス自身の挙げてゐるこれらの説の理拠 (*ratio*) に就いて考察する。

前述の第一の説に対して次の三点に亘ってスアレスは理拠を示す事によって自己の説の正当化を論ずると同時に、又聖トマススの真意を汲む者としてゐる。

先ずその一 (I.1.) 聖トマススが「真理」、「善」を神と被造物に属するものとに分けこれを各々彼自身帰属の類比とした事 (S. Theol. I p. q. 16. art. q. 6. art. 4.) 又、同様の説を、神と被造物とに關しての存在に就いて述べてゐる事 (I. contra Gent. cap. 32.) 更に「真理討論集」 (2. de Veritate art. 11.) には、神と被造物、実体と偶性とに就いては、前後關係によつて理解されると云つてゐるがこの前後關係とは、前後關係によつて述語されると云う事であつて、正に帰属の類比に外ならない。

第二(I 2.)、帰属の類比には、ただそこにすべてが依存して来る或る一つの、本来的な類比項が、すべての類比項の裡に存在すると云う事であつて、類比者がその他の二義的な類比項に外的にそして派生的な(denominative)仕方で、第一のものと関係する事は必ずしも要求しないのである。類比の定義は元来「各々の類比項のある一定の項に於いて統一され、そしてこの項と各々の類比項との諸関係によつて多様化している」と云う事だけであつて、或る一つの類比項には内的に、他の類比項には外的に類比者が存在すると考へる事は当を得ない。

第三(I 3.)、「健康」は動物にも又薬草にも帰属の類比によつて述語される。然し薬草に就いて述べられる場合この健康は外的な命名(denomination)ではない。むしろこれは内的関係である。即ちそれによつて薬草が「健康的」であると命名される当の本質である。明らかにこの関係は何らか或る内的なものに基礎を置いている、即ち「健康を生ずる能力」と云う様なものを。(S. Theol. I p. q. 16. art. 6.)

ストアレスは第一の説に対して以上三点を挙げて自己の説を確認せんとする。次ぎに彼の第二の説に対して同様二点に亘つてその理拠を示さんとする。即ち、

第一(II 1.)、如何なる種の類比に於いてもあらゆる意味は或る一つのものとの関係に於いて理解されるべきである。然かもその一義的本来的な意味はすべての他のものの定義の中に含まれねばならない。(S. Theol. I p. q. 13. art. 6; q. 16. art. 6.)と云う聖トマスの權威に基づいてなされる。ところでこの様な条件は帰属の類比の特性であるからして、又かかる類比は比例の場合に於いても要求されると考へる。

第二(II 2.)、元来比例性は、厳密な意味に於いて(absolute loquendo)一義的なもの(univocale)の中に見出される。例えば、「人間」は「動物であること」に、「馬」は「動物であること」にそれぞれ比例的に相応する。

これは決して一義性に抵触しない。従つてこの一義性が排除され、類比が生ずるためには、或る類比項への或る類比項の何らかの依存が、加うるに比例的な関係 (comparatio proportionalis) が要求される。さて或る本来的な類比項 (primum analogatum) が存在し、そしてその他残余の類比項がこの本来的なものに依存しそしてこれによって命名される場合、確かに比例の類比もしくは比喩の類比 (analogia metaphorae) が存在する。関係 (proportio) や比較 (comparatio) から全くの同等性を排除するのが、帰属や、比喩の要素である。

以上がストアレスの類比に就いての解釈である。

以上の説からして又当然、カエタヌスの説を拒否せんとする理拠も推察されるであろうが、彼は二つの理拠を以つてカエタヌスを拒否せんとする。我々は次に之れに就いて考察して見よう。<sup>(3)</sup>

## (一)

さてカエタヌスの拒否は、又比例性の類比の拒否を意味する。先ず、第一に、如何なる類比も本来的な意味での比例性 (proportionalitas) に基づいていない。——これは一義的な事物の間に於いて得られるのであって、かかる比例性から出発する概念は又一義的 (univoce) である。ところで比例性の類比 (analogia proportionalitatis) は似ていないものの、二つの比例 (proportiones) を要求する。即ち類比の形相 (analogum) は本来的にはある一つのものに存在し、他のものにこれとの比例或いは比較によって存在すると考えられる。かかる種類のものは如何なるものでも、神と被造物との類比から排除されねばならない。被造物が存在と呼ばれるのは、神に

対する或る種の比例性からではなく、それが自己自身に於いて「或る物」であるからであって、決して「無」ではないのである。存在は一般的に事実として「或る物」(extra nihil)なのである。と。

理由の第二として、又比例性の類比は、比喩的(metaphor)、或いは形象的な(figurative)意味を含むが故に拒否される。被造物は本来的な意味に於いて、それ自身の「存在」によって「存在」なのであって、決して比喩や形象的なものに由るのではない。上述の事からしてカエタヌスによる如き比例性の類比は排除されるからして、スアレスにとっては神と被造物との間に生ずる類比、真の類比は、帰属の類比と考えられるのである。

従って、スアレスの問題は結局、かかる帰属(attributio)は如何なものであるかと云う事になろう。これは明らかに二つのものが第三のものとの關係に於いて生ずるが如き類比ではない。これはむしろ「或るもの他のものに対する帰属」(attributio unius ad alium)と考えるべきである。我々の神に就いての種々の命名は、先ず我々によって被造物に帰属されるが、これらの種々の命名は現実的には又一義的に神に属さなければならぬ。我々が被造物の中に先ず存在する諸々の諸特性を知るに至ると云う事實は、何ら神の裡に之れを表象する或る物が存する事を毫も妨げはしない、と云うのはこれらの或る物は本来的な意味で神の裡に存在しそして神から出て来たものであるからして。それ故若し我々が名辭の中に命名の方法を無視し、単に示されたものだけに注目するならば、これは本来的な意味で神に適用すると云われ得ようとスアレスは考える。スアレスは帰属を二つの種類、即ち外的帰属(attributio extrinseca)と内的帰属(attributio intrinseca)とに分ける<sup>(4)</sup>。前者は勿論カエタヌスによって比例の類比として考察されたものであり、後者に於いては、類比の本質はすべての類比項の裡に内的(intrinsece)に存在する、然かも一つのものには本来的に、他のものにはこの項との関連に於いて存在する。

勿論前述した如く、この場合でもすべての類比項に内的に類比の形相は存在すると考える。第一の場合に於いては、類比の形相を本来的な類比項から、その命名の原因となるものを受けとるのであるが、第二のものは、全くこれとは逆であって、或る項が他のものを規定するとは云われないのである。そこから類比概念が取出されて来る類比の形相は、すべての類比項の中に存在するのである。そしてこの類比概念は、それが実現される場合に於いては、何らより多いとか、より少いとかの程度は存在しないのである。然かもこの類比的な事物の類似性は、ある統一された概念、*unitas* を所有しているのである。この様な考え方によってスアレスは、神と被造物の間に生ずべき類比は、内的帰属—帰属の類比—によってのみ表わされると考える。外的帰属の場合には—カエタヌヌにとつては比例の類比—被造物の存在は命名の目的のために何ら神との関連の下に置かれる事になり、かかる関連の下に置く事は存在一般としてではなく特殊な意味即ち被造的なものとして被造物を規定する事になってしまうと考える。スアレスにとつては 《*Omnis vera analogia proportionalitatis includit aliquid metaphorae et improprietas, sicut ridere dicitur de prato per translationem metaphoriceam*》<sup>(4)</sup> であり、又これから結局次の如き結論が出て来る。《*analogia proportionalitatis propria non est inter Deum et creaturas*》<sup>(4)</sup>

(三)

さて、かかるスアレスの類比の解釈、伝統的なカエタヌヌの解釈に対蹠的な説は、全くその先蹤者がないわけではない、否むしろ一見独自の見解と見られる、このスアレスの説もスベインのネオトミズムによってなされた

結論に依存している事が指適されるのである。この伝統の代表者として、又スアレス自身の説の先蹤者として、我々はペトルス・フォンセカ (Petrus Fonseca) の類比の説に就いて少しく立入って考察して見たいと考える。<sup>(5)</sup> がかかる事によってスアレス自身の説に至る学説史的な理解も可能となろう。何故にかかる伝統的なカエタヌスの説を上述の如き論理を以って拒否し去ったかの理由も理解し得よう。

さてフォンセカ自身は、アリストテレス及び聖トマスの註解をなしている。この註解の中に我々は又彼自身の類比に就いての説を見る事が出来る。先ず、彼のカエタヌスの見解と異なる点、その重要点を考察して見よう。

フォンセカは類比の種類を帰属の類比 (analogia attributionis) と、比例の類比 (analogia proportionis)<sup>(6)</sup> とに分けている。カエタヌスと大体の点に於いて同様の見解を持ちながらも、一方カエタヌスと全く一致しない一つの思想系列を持ったと云う点に於いて、彼自身は一つの特徴を示していると云えよう。

彼の問題は次の点である。神と被造物との間に比例性の類比が存する事は、勿論疑いの余地のない事、問題はこの二つのもの間に又帰属の類比が存在すると云う事である。これを如何に説明するかと云う事である。この問題に関して考えられる反論が二つ存在する。

若し類比が帰属的なものであるとするならば、被造物は外から命名され、本来的な意味で「存在」とは云われない事にならうと云うのが第一の反論である。

更に帰属の類比に於いては、被造物の定義は必然的に神に含まれている、然し被造物は結局のところ直接的に理解され得、又定義され得る、と第二の反論は云う。之れに対してフォンセカは第一の反論に対して次の二つの解答を与えている。即ち、カエタヌスと同様、外的なものの外に、又内的な本来的な命名が存在する——これは



勿論カエタヌス自身による比例性の類比によって得られるものであるが——と考える。

第二に帰属の類比が、比例性の類比と共に用いられる場合に生ずる所謂「混合した場合」(the mixed case)から考察する場合には、比例の形相はすべての類比項の裡にも存在し得ると考える。我々が更に神と被造物の間の帰属の類比に就いての彼自身のより深い動機を検討する場合、この第二の解答は、彼にとってより支配的なものであった事がうかがえる。彼自身、被造物はこのものの神への存在を考える事なしには理解し得ないと考えるが故に、被造物は神から理解されねばならないと云う反論を一般的には承認するのである。がフォンセカは神と被造物との間に、本来的に、一義的に、適用さるべき類比の種類の点に至ると今迄のカエタヌスの解釈とたもとを完全に分つのである。即ち帰属の類比、比例性の類比の何れの類比が本来的に神と被造物との間に適用されるべきかと云う問題に対してフォンセカは次の如き解答を示すのである。即ち、両者何れも同等のものとして考えられるのであるが、然しむしろ帰属の類比が先ず最初に来るべきだと考えるのが妥当である、と云うのは被造物は神からその存在を受けとるのであり、従って被造物の相互の關係と神に対する被造物の關係を持っているからであると彼は云う。又アリストテレスの『範疇論』註釈』に於いても彼自身の説として上述と同様の説を表明している。ここでもカエタヌスの説に従っているのであるが、帰属の類比に関しては意見を異にしている。何故にカエタヌスと意見を異にするかの理由に就いては前述の通りであるが、この解答の曖昧さから、尚一層明確にしてこの二つの反論に答えんとするのがスアレスの解釈である。フォンセカはむしろカエタヌスの類比解釈に対しても、又反論に対しても何れも何らかの理拠のある点を汲みそれらの正当性を認め、これを調和せんと試みるのであるが、スアレスはこの態度を明確にしたと考えられる。結局これらの解釈は、神と被造物との間に生ずる類

比の中何れの類比を第一義的に認めるべきかに就いて、各々の立場が分かれて来ると考えられるが、その際これらの解釈の相異は結局、神と被造物との間の存在論的解釈の相異に依存して来る様に考えられる。上述したる如く、スアレスはカエタヌスを全面的に拒否したのである。これは又比例性の類比を神と被造物の間に起るべき類比から排除すると云う結果となって表われて来るのである。

さて以上で大体、スアレスの類比に就いての説とその理拠が示されたと思う。そして如何なる理由で伝統的なカエタヌスの説が拒否されたかをその先蹤者の説を辿る事によって、一応理解し得たと思う。

結局彼の類比に就いての説はこうである。比例性の類比を比喻の類比に還元し、帰属——然かも内的帰属の類比を説く事によって個々の存在者の存在性を確保しつつ、然かも神との被造物関係を保持せんとするに在ると考えられる。かかる点からして又カエタヌスの比例性の類比を否認し去ろうとするに在ると考えられる。

さて前述したる如くスアレス自身の類比の説も、聖トマス自身のテキストに基礎を置く事によってトミストたる事を主張するのであるが、然しそうだからと云って彼自身の説が、真であるとは限らない。我々は次ぎにカエタニストとして知られるヨハニス<sup>(7)</sup> (Johannis a Sancto Thoma) に従ってスアレスに対する反論を考察して見たいと思う。又かかる考察によってスアレスの説の誤謬と、類比に就いての我々の正しい理解と云うものを持ち得る事が可能となろうかと思われるのである。<sup>(8)</sup>

(四)

さて我々は次ぎにストアレスの説に対するヨハニスの解答に就いて考察しよう。彼は、カエタヌスに従って以下、ストアレスの二つの類比解釈に対して各々理拠を示して反論する。

先ずその第一部から始めよう。

ところで前述したるストアレスの説(I)に就いて再び述べて見よう。ストアレスの説では帰属の類比に於いては、表示された形相 (analogum) は単に或る一つの類比項 (primum analogatum) にのみ存するばかりでなく、その他の類比項に於いても存在する、と云う事である。勿論其の他の類比項は、この本来的な類比項に依存しては居る、と云う事である。之れに対するヨハニスの反論を述べて見よう。

一般に帰属による類比に於いては、必然的に類比項の中の一つの項 (primum analogatum) に存在しその他の類比項にはただ外的 (extrinsece) に又命名的 (denominative) に存在すると考えるべきである。勿論ストアレスの云う如く、ここに於いては内的な関係は残余の類比項の中に前提され得よう、が然しこれらの類比項が、類比的に命名され、或る一定の類比的形相の下に置かれるのは、ストアレスの云うが如き、内的関係によるのではなく、この内的関係によって、始めてこれらの諸類比項が本来的な類比項に統合されるのである。すべての類比項に存在する内的な形相によって、或る類比者 (analogum) を形成するのではなくて、この内的関係によって、本来的な類比項に關係させられるのである。従つてこの様な結びつき、関連を持つ事によって、これら残余の類比

項は、本来的な類比項によって、類比的な仕方でも命名されるのである。然かもこの命名は前述の如く外的に命名されるのである。例えば「健康」は動物にも尿にも又薬草にも何れに就いても述べられるのであるが、本来的には動物に就いて述べられ、薬草、尿に於いてはただ、その動物に於いて述べられる健康、動物との内的関連に就いてのみ、「健康」と云われるのであって、その他のものには健康は存在しないのである。《In herba, urina et medicina, non est sanitas》

勿論この説の何れの部分も聖トマス自身に従っていると、ヨハニスは理拠を明らかにする。

即ち、《帰属による類比に於いては内的には (intrinsicae)、本来的な類比項に、外的 (extrinsicae) には、残余の類比項の中に類比形相 (analogum) が存在する》と云う事に就いては聖トマスの二三のテキストが之を示している。(S. Theol., I-II p. q. 20. art. 3 ad 3; I q. 16. art. 6; 4. metaph. lect. I.) この最後のテキストに於いて聖トマスは云う。《ubi possit debere inveniri in uno analogatorum tantum secundum propriam rationem, a quo alia denominatur》

結局、ヨハニスによる聖トマスの帰属の類比は次の様になる。類比の形相 (analogum) は、本質的にはすべての各項の中に存在せず、これが固有の本質と存在の仕方を所有するのはこれら各項の中の唯一のもの即ち *primum analogatum* に於いてであると云う事である。

さて次に、残余の類比項が内的にこの本来的な唯一の類比項に関係させられる或物——(勿論上述の如く、この或る物によってすべての類比項が類比的に命名されない事は明白である)——を所有していると云う事に就いては、聖トマスは次の如く云う。《quamvis sanitas non sit in medicina et urina, tamen in utroque est

aliquid, per quod hoc quidem facit, illud autem significat sanitatem.》(S. Theol., I p. q. 16. art. 6.) 聖トマスにとっては類比者は類比的な統一性を保持し、然かも或る一つのものに本来的に含まれていると考えられる。従ってその他残余の類比項には、それによってこれらの類比項が本来的な類比項に関係するような或る物が存在するのである。

例えば、金葉草が健康を生ずると云う能力から受けとるべき命名は「健康」ではなくむしろ動物の中に本来的に云われる「健康」に対する關係である。同様に又尿が健康的であると云われるのは、この動物の健康との関連に於いて云われるのであって、この尿は動物の健康にとっては、全く外的なものである。従って健康を示す能力のみが考慮に入れられる場合には、「健康的」であると云われずにむしろそれを示すもの (significative) と呼ばれ得よう。以上がストアレスの説の第一部に於けるヨハニスの反論の主要であるが、ヨハニスは更にこの命名を与えるべき形相 (類比者・類比の形相) (forma denominans) の存在の仕方に就いて次の如く分析せんとする。

すべての類比項に、かかる類比の形相が内在的な形相として存在するとすれば、すべてのものは、かかる形相によってそれぞれ、「あれ」「これ」と呼ばれ得るのであって、特別に、事更、他のものの中に存在する、形相を用いる必要はない。何ら他のものの中に、存在する形相への帰属によって命名される必要はなくなろうし、又従って比例の類比 (帰属の) も無意味となろうと考える。ヨハニスはこれを説明するためにかかる形相の各類比項の中に、在る在り方を仮定して次の様に考察する。

先ずこの形相が、類似 (similitudo) や同一性 (aequalitas) の仕方でありである場合、

第二に、この形相が比例的 (proportionale) に一なる場合、

第三に、この形相が全く別箇であり個々別々である場合、

この様な三様の在り方が考えられる。さて第三の場合には勿論、多義性 (*aequalitas*) となり、何らの類比——類比は多義性と一義性との中間者である——とはなり得ない。又第一の場合には、勿論一義性となる。ところで第二の場合には、形相は内的に、すべての類比項の中に、比例的な統一性として、存在する事が可能となる。ところでこれは比例性の諸性格を満足させる事が出来る。従って比例の類比が上述した場合から除外され、特に一つの類比として考察され得るためには、結局、命名は、すべての類比項の中に存在する形相によってでなく、むしろ内的に或る一つのものの中に存在する形相によってでなければならぬ。そしてこの形相によって残余の類比項に命名を与えなければならぬと云う事になるのである。従って上述の例を再び取上げるならば健康は内的には動物の裡に存在するが、尿や薬草の裡には、この健康の形相は、内的には存在しないのである。かかる形相は、それらのものに対しては単に外的な命名の意味しか持たないのである。

以上がストアレスの第一部の論に対するヨハニスの分析であり反論である。我々は次ぎに更にストアレスの第二部に對するヨハニスの反論に就いて考察しよう。

先ず、ストアレスの説の第二部(II)は結局比例の類比は常に比例性の類比性を含むと云う事、云い換えれば、比例性の類比は比例(帰属)の類比を、その要素として、要求すると云う事である。元来ストアレスによれば、或る形相が、或るものの中に存在し、そして二義的に、他のものの中に存在する場合には、何時でも、比例(帰属)の類比が生ずると考えるからして、比例性の類比が生ずる場合、当然この帰属の類比の要素を含むと考えられるわけである。

かかるストアレスの説に対して聖トマスの説に従って、ヨハニスはこれを論破せんとする。

先ず彼は聖トマスのテキストを紹介する、(2. de Veritate. art. 11; I. Ethic. lect. 7.) 聖トマスは de Potentia: 7.7. で明確にこの二つの類比を、区分して次の様に云っている。神と被造物とに於いて、同質的な善が存在するとしても、(勿論かかる事は不可能な事なのだ。) — 即ち或る善が (被造物の) 他の善 (神の) から派生したものでないと言う様に、 — 《存在 (esse) に対する相違は、尚この神と被造物との一義性を排除するであろう》 (ex diversa habitudine ad esse adhuc impeditur univocatio)<sup>(9)</sup>。

更に又聖トマスは次の様にも云う。《比例性の類比 (聖トマス自身はこの類比に就いては analogia secundum intentionem et secundum esse としている) は、すべての類比項の裡に内的に存在せねばならない》 (Sententia. I dis. 19. q. 5. a. 2. ad 1.) と。更に、《存在や他の超越者 (transcendentalia) が類 (genus) の性格を持たず又一義者とならないのは、これらの超越者が自らの種差 (differentia) に関わるからである》 (3. Metaph. lect. 3) と云っている。かくて聖トマス自身のテキストからも、何らの比喩も何らの帰属もなしに、容易に真正な類比が存在し得るとヨハニスは結論する。と云うのはこれら諸超越者には、それ自身の帰属も比喩も何ら存在しないのだからと。若しこれらの諸性格の何れかが存在するとするならば、この超越者は超越者とならなくなってしまふであろう。何らの帰属も比喩もなしに、類比が成立する理由に対して、尚ヨハニスは分析する。元来、比例や同等性の比較は、絶対的な一義的な相似を所有している事物間に於いて考察されるのが普通である。かくて人間が動物であると云われる如く馬も動物であると云われ得るのである。ところで、かかる同等や、比例の統一性のみが統一性ではなく、むしろ他の、更に大きい統一性と云うものが存在する。即ち一義的な相似の統

一性 (unitas similitudinis univocae) にかかる一義的な相似の統一性に基づくところの比例 (關係) の統一性は、決して一義性を排除しないのである。ところで全く制限のない絶対的な相似が存在しない場合、前述の比例の統一性は——たとえそれが内的な形相間に於いて考察されるとしても——決して一義性を構成する事が出来ないのである。何故ならば、この場合の統一性は、絶対的な意味での、又あらゆる点からしての統一性ではないからである。この統一性は、勿論一義性よりは劣るものであり、これは類比的な統一性なのである。之れに就いては、動物に於ける「心臓」と、家に於ける「土台」とを比較する場合には、比較的容易に明確とならう。この「心臓」と、「土台」に、「原理もしくは、基礎」(principium) の名称を与える。ところでこの「原理」なる語は動物と家との何れにも共通に分け与られて居る何らかの本質 (本質)、或いは何らかの完全な相似を示してはいない。この「原理」なる語は、心臓と家との各々の形相の關係を、示しているのであって、これには、この關係しか示されていないのである。換言すれば、家に対する土台の如く、その様に動物に対して、心臓は關係するのである。両者は「原理」と云う概念の中のみ、或る統一性を保持しているのであって、この統一性は、事物或いは本性の相似、或いは統一性を示しているのではないのである。これはあくまでも關係の統一性、或いは相似の統一性なのである。上述したところから、何らの帰属も比喻も存在しなくとも、比例的な統一性の結果としての類比と云うものが、存在し得る事が理解出来よう。かかる類比は、比例的な統一性に附随している何らかの相似もしくは一致の統一性に基ついてはいない、その様な場合に於いてのみ生ずるものである。従って類比と云うのは全く關係の比較によって、即ち各類比項のすべてに存在する内的形相によって、構成されるのである。かかる類比は帰属の場合とは異なり、ただ或る一箇の類比項の中に存在する形相からの、派生的な或いは比喻によ



つて生ずるが如きものではないのである。とヨハニス反論する。確かに「心臓」は動物の「原理」であり「土台」は家の「原理」である。何らの比喩なしに真の意味で各々そう呼ばれるのであるが、尚両者は類比的に又「原理」と云われるのである。勿論、其の他超越者の例をとる場合に於いても同様の事が云われ得るのである。

(五)

以上がストアレスに対するカエタニストとしての、ヨハニスの反論であるが、彼の説の結論を述べる前に、今一度この両者の討論に就いて、多少註釈的にまとめて書いて見よう。

第一の問題(I)は、帰属の類比は各々の類比項に内在する形相を持つと云う事である。カエタヌスやヨハニスの説く如く何故にその本来的な第一義的な類比項にのみ類比の形相が存し、他の類比項にはただ二義的な意味に於いてしか存しないのかと云う事である。元来ストアレスによれば、帰属の類比に於いては、勿論その本来的な類比項に依存的にはあるが、とにかく類比の形相は各類比項の中に内在しているのだと説く。これに対してヨハニスは若し内在する形相の存在を許するとするならば、何故にその内在する形相によって各々の類比項を命名しないのか、この形相の存在を許すとすれば、何もわざわざ他のものの中に存在する形相を用いて命名する要はないであろう、従って又帰属の類比の意味はなくなってしまうであろう。たとえストアレスが帰属の類比に於いては帰属的に各類比項は本来的な類比項に関係すると云ったとしても、結局のところ内在する形相も認める限り上述の帰結はまぬがれないであろうと、ヨハニスは論難する。ストアレスが何故にこの形相の内在を認めたか、又どの様

に斯く考ふる事が誤りであるかを更にヨハニスに聖トマスにテキストを引用しつつ反論する。即ちスアレスが帰属の類比の定義の基礎となった形相、これはヨハニスにとっては或る内的なものに相違ないが、この内的な或る物は、各々の類比項に内在する内的な或る物ではなく、むしろ本来的な類比項 (*primum analogatum*) と各類比項との間に生ずべき内的関係なのであると反論する。聖トマスは「薬草が健康的であると云われるのは、あくまで動物の裡に存在する健康との関係に於いてである」と云う。即ち薬草が健康を生ずると云う能力から受けとる命名は、「健康」ではなくて、動物に於ける健康との関係なのである。勿論その他「尿」に就いても同様の事が云い得る。この動物の健康にとっては「尿」も「薬草」も共に外的 (*extrinsece*) なものである。これをスアレスは誤解したのではなからうか。尚ヨハニスは内的形相の在り方を分析する事によって帰属 (比例) の性格——本来的な類比項に於いて内的に形相が存し、外的には其の他の類比項に於いて存在する——をスアレスに対して規定している。

さて第二の説(II)に対して如何に駁論するか。

先ずスアレスの意見は次の如くである。第一の説から帰結されて来る事であるが、帰属の類比は比例性の類比の要素をすべて含むと云う事である。スアレスによれば、本来的な類比項に依存しては居るが、とにかく内的に形相をすべての類比項が所有している事から、結局比例性の類比は否認されてしまう。然し聖トマス自身はこの二つの類比を明別している。聖トマスにとっては、たとえ帰属や比喻が拒否されたとしても尚、神と被造物との間の「存在に對するそれぞれの関係の相違は尚一義性を拒否する」のである。かかる点からしても帰属の類比に比例性の類比は吸収され得ない独自の内容を保持している。尚、ヨハニスは一義的な相似の統一性 (*unitas uni-*

voce similitudinis) と類比的な統一性 (unitas analogice) とを比較する事によって、何らの帰属や比喩が存在しなくとも、比例的な統一性の結果としての類比の存在を認めんとする。ヨハニスは云う。《Ergo datur analogia sine aliqua attributione seu metaphora per solam unitatem proportionalem》

以上がスアレスの説に対して比例性の類比の存在を主張せんとするヨハニスの説である。

上述のところから帰属の類比の意義と、比例性の類比の存在は明確になった事と思う。

帰属の類比が如何なるものであるか、又如何なるものであつてはならないのかと云う限界がはっきりした事と思う。尚、次ぎにヨハニスはスアレスの説の基礎となつて聖トマスの議論に対するスアレス自身の採用の仕方に就いて答えている。これを見る事によって、又聖トマスの云わんとする事の正しい解釈の仕方も理解出来る。聖トマスのテキストに従つていと云う事と、かかる解釈が真意を得て居ると云う事とは自ずと別物であるから。次にヨハニスに従つてスアレス自身の説が理拠しているとする聖トマスのテキストに就いての批判的考察を見よう。<sup>(10)</sup>

(六)

先ずスアレスが自己の説の基礎として引用している聖トマスのテキストの部分(I.1.)を再び見てみよう。聖トマス自身、「真」や「善」を神的なものと被造的なものとに分けて、これを帰属の類比と考へた事、更に同様の説をこれらの存在に就いて述べている事、そして又神と被造物、実体と偶性との間にも帰属の類比によって理解さ

れるべきであると云ってる。スアレスはかかる聖トマスのテキストに基づいて、帰属の類比の正当性を説くのであるが、之れに対するヨハニスの解答を見よう。勿論聖トマスによれば或る見地からすればこれら神と被造物実體と偶性等の関係は帰属の類比と云われるが又異なった見地からすればこれらは比例性の類比と云われ得るのである。然し次の聖トマス自身の説が示す様に、神と被造物との間に見出される「善」の類比はこれらの両者に内在する形相 (*forma inherens*) に関係するものであって、この類比は帰属や比喩によって生ずるものではない。とヨハニスは反論する。即ち聖トマスは云う。《Unumquodque dici bonum similitudine bonitatis diuine sibi inherente, quae est formaliter sua bonitas denominans ipsum》。尚聖トマスは「善」の類比は本来的に事物に内在する形相 (善) に関係すると云っている。彼ヨハニス自身、善の類比をこの形相の事物内在性の故に、(*secundum bonitatem inherentem rebus*) 他の帰属や比喩の類比よりも高く評価している。聖トマスは帰属の類比はこの事物内在的な形相を与えていないのであると、ヨハニスは反論する。《Non ergo analogia secundum attributionem Doctor Thomas attribuit, quod dicitur secundum formas inherentes, sed magis analogiae proportionalitatis》<sup>(11)</sup>。

さて第二にスアレスの説の理拠となつて居る点 (I 2) を再び見るならば、彼は帰属の類比には本来的な類比項の中に存する形相が依存的に他の類比項の中に、存存すると云うだけであつて二義的な残余の類比項の中に外的な仕方でも命名されるなど云う条件は何ら要求しないのではないかと考える。かかるスアレスに対してヨハニスはこのような類比に於ける類比項は帰属によつて或る一つの項と関係するのであつて、何ら内的な理拠によつて命名され得ないと解答する。

第三のストアレスの説(I.3.)に対してヨハニスはその如く解答を与える。即ち薬草はその健康を医やすと云う能力によって内的に健康に係る。従って内的な意味で、健康に薬草は関係すると云われるのであって決して内的に「健康」であると云われ得ないのである。かくして「健康」は動物に於いてのみ形相の役割を持ち薬草にとつてはただ外的な命名する名称としか考えられないのである。さて次にストアレスの第二部の論拠に用いられた聖トマスの引用文に対するヨハニスの解答を見よう。

先ず聖トマスに従うとする第一の論(II.1.)に対しての解答は次の如くである。かかる一般的な命題に於いて聖トマスが目論んだのは帰属の類比のみに限定して叙べたのであってすべての種の類比に就いてなされたものでないと云う事を先ず考慮に入れねばならない。と云うのはストアレス自身が引用したテキストに於いては、聖トマスは形而上学的な見地よりもむしろ論理的(dialectice)見地より類比を論じたものと考えられる。即ち事物の例から(ex parte rerum)よりはむしろ名辭の側から(ex parte nominum)取扱ったものと考えられる。形而上学的な類比の取扱いに於いては事物の側面に於ける不等性(inaequalitas)が、論理的な取扱いに於いては、表示や命名の様式(modus significandi et nominandi)の不等性が問題にされるのである。この点に就いては動物や尿に関して述べられる「健康」や、神や被造物に比喩的に用いられた名称に就いて聖トマスが用いた例によって明確となる。被造物に於いても見出される神の他の諸属性——例えば「善」——に就いて聖トマスが述べる場合、この表示された事物に関してはこれらのものはより先に神に帰属させられる、——と云うのはこれらは神から出て来たものであるから——と云っては居るが然し聖トマス自身、外的な命名の原理のように神に帰せられるとは云っていないのである、とヨハニスは考える。聖トマス自身はただ帰属の類比のみに限って、ここに云つ

たと考えるべきである。又スアレスがこの第二の論の理拠として引用するテキストの二番目に於いてはすべての類比に就いて聖トマス自身述べていないと云う点からして又、論ずる必要なしとヨハニス<sup>12</sup>は答える。

さて第二の問題(II 2)は相似の比例を表現せんとする限りこの比例の比較(比例性)は何ら一義性を排除しない。元来類比は比例的な統一性以外の何らの統一性も一致も存在しない場合に於いてのみ生ずるのである。比例性が一義的なものの中に行われると云う事實は、若し比例性の統一性よりも大きい統一が、何ら含まれぬならば類比を構成しないと云う事を証しはしないのである。よしたとえ表示された形相が内的にすべての類比項の中に存するとしても、とヨハニスは云う。

## (七)

以上我々は類比に就いてのスアレスとヨハニスの説を紹介して来た。何故にそして如何に、スアレスがカエタヌスの説を拒否して内的帰属の類比を採用するに至ったか、を先蹤者ペトルス・フォンセカを併せて考察する事によって明確にし得たかを思われる。次いで、我々はかかる内的帰属の説に対する反論を提出し、更にカエタヌスの説に戻らんとするヨハニスの説を考察して、何故に又如何にして、ヨハニスがスアレスの内的帰属の類比の説を拒否して比例性の類比、真の類比——即ち神と被造物との間に生ずべき類比——を採用せんとしたかを彼自身の言葉の中から考察して来た。内的帰属の類比——神に対する被造物の依存性に於いて成立する類比であり、かかる類比の考察は既に神と被造物との内的関係を前提せねばならない——なしにも我々の中に比例性としての

類比が成立する事によって、ヨハニスは一度失われたカエタヌスの比例性の類比を真の類比として樹立せんとする。ここに於いては何等被造物と神との依存関係——内的関係を考慮に入れずとも成立する。この類比に於いては、各類比項に存在する事物内在的形相 (*forma inherens*) のみがその主要素であり、かかる内的形相の比例的関係に於いてのみ我々の断絶せる存在の類比 (*analogia entis*) の意義が生れて来るのである。スアレスの類比的の説に於いて要求される依存性——被造物の神に対する——は既にこれらのもの間に存在関係——内的存在関係——を要求すると云う点で又聖トマスの類比の中、「神からする被造物の類比」となる。之に対してヨハニス及びこのヨハニスによって、始めてその意義を高められたカエタヌスのこの比例性の類比は、聖トマスに於いての「被造物からする神の類比」となる。前者がネオ・プラトニズムの系列を踏むものとすれば、後者はアリストテレアニズムの系列に属すると考えられよう。更に類比は元来神に就いての被造物からする知識を獲得せんとする試みであるとするならば、我々にはこの比例性の類比を以ってむしろ我々に与えられた神への不完全ながらの可能的認識の足掛りとも云い得よう。この点に於いて、この比例性の類比を形而上学的類比と名付け得よう。何れにしろ、内的帰属の類比を導入する事は帰属の形式的な性格を誤る事となり帰属と比例性の類比との區別を曖昧にしてしまう事である。スアレスの帰属の類比はただ聖トマスが帰属と比例性との混在せる類比への特殊的な適用をなしている様な場合にのみ限って引き出して来たものと考えられる。<sup>(13)</sup> 結局のところ、スアレスの類比的の説の誤謬はかかる帰属の類比の本性を形式的に把え得なかつた事、間違つて把えた事、結局、この類比が実際に (*actually*) 何であるかを把える事に失敗したと云う事に由来していると考えられよう。<sup>(14)</sup>

スアレスの説は神と被造物との間に存在する内的関係 (依存関係) を前提として出発した。かかる存在論的前

提から、又彼自身常にその存在解釈に対して反対して、自己を明確に区別していた。ドゥンス・スコトゥス(Duns Scotus)の存在概念に、即ち存在の一義概念に帰してしまふのである。かかる存在の一義性を以ってしては、形而上学の破滅を招く結果とならざるを得ないであらう。Parmenidean-Heraclitian Dilemma としての形而上学的一者と多者の問題に対する積極的な解答こそ形而上学の問題であり、これを類比によって——比例性の類比によって——考察する事、否むしろ存在の様相がかかる類比によって以外は理解し得ないと云う事実から出発した時、始めて我々は形而上学の樹立を望む事が出来よう。

(1) Thomas de Vio Cardinalis Caietanus (1469—1534), De Nominum analogia, ed. P. N. Zammit. O. P, Romae, 1934. Caietanus の説を採る者として代表的なものが著したる 'Maritain (Degré du savoir), Manser (Das Wesen des Thomismus), Garrigou-Lagrange (Dieu, son existence et sa nature), Penido. M, T-L (Le rôle de l'analogie en théologie dogmatique) 等である。

(2) Francisco de Suárez (1548—1617), Disputationes metaphysicae, disp. 32. sect. 3, Vivès, Paris, 1877. Suárezian Theory を採る者として Descots, (Institutiones metaphysicae generalis), Van Leeuwen, (L'analogie de l'être); Laurent, (Quelques réflexions sur l'analogie), Patterson (The Conception of God in the Philosophy of Aquinas), 等がある。近頃トムの類比に就いては J. F. Anderson (Bond of Being), Manser (Das Wesen des Thomismus), Lyttkens (Analogy between God und creature). 等を参照せよ。

(3) Lyttkens, Ibid. を参照。

(4) Suárez, Ibid., XXVIII. sect. 3.

(5) Petrus Fonseca. (d. 1597.), University of Coimbra の教授。スペイン・ネホウリスティアンリストリニクス、類トムに就く種の註解書を書きつづる。この類比に就く説をいれらるる中に見出される。

(6) analogia proportionalis は彼らによって Caietanus の analogia proportionalitatis と相対する。



- (7) *Johannis a Sancto Thoma. (1589~1644), Cursus Philosophicus Thomisus, Tom I, Marietti 参照. Caietanus の analogia 説は、彼によつて有名となった。彼自身前掲書の類比に就いて述べている箇所は (Logica. II. p. q. XIII art. 3) 次の様である。《……a Caietano disputatae sunt, in opus. de Analogia Nominum, ut nobis locum non reliquerit quidquam aliud excogitandi》。上述から Caietanus に対する関係が明確になる。*
- (8) 我々はここで尚聖トマス自身の具体的に用いられた帰属 《attribuere》 に就いてテキストに當つて考察すべきである。ながる事によって始めて帰属の類比の正当な理解も可能とならう。然し限られた紙数は、之の試みを許さない。然し結論的に云うならばこの 《attribuere》 は聖トマス自身に於いても曖昧であり従つて種々の解釈も生ずる結果となつたと云い得よう。
- (9) 同様な言表を同書に見る。《Diversus modus existendi impedit univocam praedicationem.》
- (10) *Johannis a St. Thomas 等に見られる Disputationes の議論の様式を採用して Suárez に対して Respondeo を述べてみる。cf. Logica II p. q. III. (p. 498)*
- (11) *Johannis; Ibid., p. 489.*
- (12) 以上の議論の説明は冗長に過ぎた感があるが、かかる論議の末に得られる真の類比の理解にとって捨てがたいものと思われので敢て紹介した。
- (13) この点に就いて最も深く分析した者に Penido (Le rôle) がある。彼は帰属と比例性との明別を聖トマスがなしている (8. Ethic. lect. 96.) 事を指摘している。彼によれば聖トマスがこれらの区別に与えた唯一の理由は一方の類比は外的 (extrinsece) であり他方 (比例性) は内的 (intrinsece) であるとしている。
- (14) 勿論聖トマス自身もかかる解釈を生ぜしめるが如き言表をなしている。これに就いての聖トマス自身のテキストを用し得なかつたが、*Johannis* の論争中に我々は読み取る事が出来ると思う。尚かかる分析的研究に就いては前掲の *Lytkens. (pp. 246—266)* を参照されたい。

〈本稿は昭和三十二年本塾学事振興金補助により共同研究者有働勤吉・柏木英彦両氏の援助によって成れる研究の一部である。〉